

公園占用使用料

種別	単位	金額	備考	
電柱類（本柱、支柱、支線柱、H柱、H柱2脚以下の鉄塔等）	1本1年につき	1,500円	H柱、2脚の鉄塔等は、本柱の2本分とみなす。	
鉄塔類	1平方メートル1年につき	1,380円	3脚以上のものに限る。	
地下埋設物	外口径 8センチメートル未満	1メートル1年につき	30円	ガス管及び水道管については、100分の50の額とする。
	外口径 8センチメートル以上15センチメートル未満	1メートル1年につき	50円	
	外口径 15センチメートル以上30センチメートル未満	1メートル1年につき	100円	
	外口径 30センチメートル以上100センチメートル未満	1メートル1年につき	200円	
	外口径 100センチメートル以上	1メートル1年につき	390円	
通路	1平方メートル1年につき	420円		
標識類	1基1年につき	390円		
都市公園法第7条第1項第3号に掲げるもの（通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの）	1平方メートル1年につき	770円		
都市公園法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱、信書便差出箱1か所1年につき	600円		
	公衆電話所1か所1年につき	1,400円		
都市公園法第7条第1項第6号に掲げるもの（競技会、集会、展示会、博覧会、その他これら	1平方メートル1日につき	42円		

に類する催しのため設けられる 仮設工作物)			
都市公園法施行令第12条第2 項第7号及び第8号に掲げるも の（工事中用板囲い、足場、詰所 その他工事中用施設）	1 平方メートル 1 月につき	440円	
特別高圧電力線の線下敷	1 平方メートル	神栖市行政財産の使用料徴収条例（昭和51 年神栖町条例第37号）に定める額	